

特別養護老人ホームみろく苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉幸会が開設する特別養護老人ホームみろく苑（以下「施設」という）が行う介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。
- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームみろく苑
- (2) 所在地 青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平60番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（常勤）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（嘱託医）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上（常勤）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名以上（常勤・生活相談員兼務）
施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (5) 介護職員 23名（常勤21名、非常勤2名）
入所者の日常全般にわたる介護業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 3名 (常勤3名、看護職員兼務)

(7) 看護職員 3名 (常勤)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(8) 管理栄養士 1名 (常勤)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。

(9) 事務職員 3名 (常勤)

必要な事務を行う。

(10) その他従業員 6名 (常勤5名 非常勤1名)

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は50名とする。

(入所者に対するサービス内容)

第6条 この事業所が行うサービスは、次のとおりとする。

(1) 給食サービス 栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(2) 入浴サービス 週に最低2回入浴サービスを行う。

(3) 生活相談 生活相談員に、日常生活に関することなどについて、相談できる。

(4) 機能訓練 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。

(5) 介護 食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。

(6) 健康管理 医師の指示により健康管理、保健指導を行う。

(7) レクリエーション グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランティアの慰問もある。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割とする。ただし、所得が一定以上の場合はその2割又は3割とする。費用の詳細は「重要事項説明書」の通りとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 1日につき 1,445円

(2) 居住費 従来型個室 1日につき 1,231円
多床室 1日につき 915円

(3) 希望食 実費

(4) 理美容代 1回につき2,000円 (散髪1,500円、顔そり500円)

(5) 健康管理 インフルエンザ等予防接種費用 実費

(6) レクリエーション、クラブ活動費 実費

3 特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第1段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	380 円	300 円
多 床 室	0 円	

☆利用者負担第2段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	480 円	390 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第3段階①

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	880 円	650 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第3段階②

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	880 円	1,360 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第4段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	1,231 円	1,445 円
多 床 室	915 円	

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、日常生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 入所者は外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を施設長に届出て、承認を受けなければならない。

3 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動をすること。
- (4) その他この規定の定めに反すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、施設が定めた連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応いたします。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規定第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練）	月1回以上
②利用者を含めた総合訓練	年1回以上
③非常災害用設備の使用の徹底	随時
- (7) その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なわない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとする。

3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（その他の運営に関する重要事項）

第13条 従業者の資質向上のため、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成13年4月20日から施行する。

平成16年	4月20日	一部変更
平成17年	10月1日	一部変更
平成18年	4月1日	一部変更
平成19年	4月1日	一部変更
平成20年	4月1日	一部変更
平成21年	4月1日	一部変更
平成22年	6月1日	一部変更
平成24年	4月1日	一部変更
平成24年	5月1日	一部変更
平成25年	10月1日	一部変更
平成26年	2月1日	一部変更
平成26年	4月1日	一部変更

平成27年	4月	1日	一部変更
平成27年	8月	1日	一部変更
平成27年	9月	4日	一部変更
平成28年	4月	1日	一部変更
平成28年	11月	1日	一部変更
平成29年	4月	1日	一部変更
平成30年	4月	1日	一部変更
令和1年	8月	13日	一部変更
令和1年	10月	1日	一部変更
令和2年	4月	1日	一部変更
令和3年	4月	1日	一部変更
令和3年	8月	1日	一部変更
令和4年	4月	1日	一部変更
令和5年	4月	1日	一部変更
令和6年	4月	1日	一部変更
令和6年	8月	1日	一部変更
令和7年	4月	1日	一部変更
令和8年	4月	1日	一部変更